

監査の結果により講じた措置について

- 1 監査対象部局
教育部
- 2 監査実施日
令和6年11月26日（火）
- 3 監査結果の通知日
令和6年12月26日（木）
- 4 監査の実施期間
令和6年11月1日（金）から同年12月26日（木）まで
- 5 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和7年1月21日（火）
- 6 監査の結果及び講じた措置の内容

【教育研究所】

監査の結果	措置状況
<p>令和5年度はだのっ子アワード表彰式の開催に当たり、表彰状・木製額縁セット及び木製表彰状を短期間に2回に分けて同一業者から購入しているが、その内訳は、1回目（請求日：令和5年12月20日）は、表彰状・木製額縁セット8個及び木製表彰状2枚で合計45,760円、2回目（請求日：令和5年12月26日）は、表彰状・木製額縁セット4個で21,560円であった。</p> <p>合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であったことから、発注が2回に分かれた理由を確認したところ、「当初の予定個数が変更となり、追加発注が必要となったため。」との説明を受けた。しかし、後に表彰</p>	<p>表彰状・木製額縁セットの購入に当たっては、材料の確保等を鑑み、9月頃に事業者へ概数を伝えており、令和4年度の表彰状・木製額縁セットの受賞者個数が5個であったため、多少の余裕をもって、8個程度になる旨を伝えていた。</p> <p>しかし、表彰対象者が確定する時期が、例年11月中旬であり、令和5年度の受賞者数が予想より多く、最終的に表彰状・木製額縁セットの必要個数が12個となった。そのため、11月末に事業者に対して追加で4個の発注を行ったが、支払う時点（令和6年1月）になり、5万円を越えていると支</p>

式の開催に当たっての起案（起案日：令和5年11月30日）を確認したところ、木製盾（秦野産材の木枠＋秦野産材の表彰状）12個及び秦野産材の表彰状2枚（概算見積金額の合計70,104円）の購入が必要であることが明記されているとともに、授与の対象となる児童・生徒14名の名簿が資料として添付されていた。

これらのことから、表彰式の開催に当たっては、当初から2者による見積合わせを行わなければならない消耗品の購入であったにもかかわらず、意図的に分割して購入し、見積合わせを回避したことは明らかである。

このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項及び秦野市契約規則第31条の2第1項に基づく契約手続を怠った行為であり、事実と異なる説明に至った経緯の検証と併せ、適切な対応を求める。

また、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

払うことができないことが判明し、発注を2回に分けて処理を行ってしまった。

なお、所管課長（教育研究所長）からの監査時の説明では、見積合わせの必要性について認識が乏しく、当該処理内容の詳細を当初の11月中旬に行った個数変更の経過と誤認し、事実と異なる説明となった。

このことを踏まえ、令和6年度においては、このような不適切な処理を行わないように、契約事務のルールを改めて確認し、「地場産材を活用した物品（木枠盾及び表彰状）であるため、秦野産材の木材を使用した物品供給ができる市内唯一事業者であるとともに、過去の実績も良好で信頼のおける事業者」として、「秦野市契約規則31条の2第2項第5号により1者による随意契約」の手続きを行い、適切に処理を行った。

教育研究所は、事務所が教育委員会事務局と離れた場所に立地しており、学校籍の教員が多く、行政手続き等に不慣れであることから、本年度から会計年度任用職員として、市役所職員のOBを配置するとともに、月に2回程度、所員全員で確認する時間を定期的に確保している。

さらに、令和7年度からは、教

	<p>育委員会に異動してくる新任指導主事や決裁権者となる管理職の指導主事については、人事課が実施している3部研修（契約手続き等）に参加するなどし、再発防止に努めていきたい。</p>
--	--